

入会林野の形態と整備後の林業経営

—長崎県北地方における整備事例より—

長崎県対馬支庁 吉 嶺 芳 徳

はじめに

長崎県北振興局管内は、3市14町2村からなり、民有林面積47,238haで、その内、3,793haは入会林野である。昭和41年に入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律が公布施行され、入会林野整備が実施されつつある。入会林野の実態を分析し、整備後の林業経営を検討した。

入会林野の経営規模

管内の入会林野は全民有林の8%を占めており、面積的には比率が小さい。1集団当たり15haで、1権利者当りにすると、0.26haであるが、従来林業経営が粗放で、権利を明確にし、農林業の利用増進をはかるため

には、重要な意義を有している。

入会集団を広狭別に整理すると、表-1のとおりである。

入会集団の61%は10ha以下で、10ha以上は100集団にすぎない。面積では10ha以下は、12%であり、10ha以上で、88%を占めている。入会権者は各規模とも、ほぼ同様で、平均56人である。

入会林野整備状況

県北振興局で、入会林野整備を本格的に指導したのは、昭和45年度からで、昭和48年度までに、26集団が整備完了した。

その概要は表-2のとおりである。

表-1 入会林野の状況

区分 入会林野面積	入会集団		面積		入会権者		一入会集団当たり		一入会権者 当り平均 面積
	数	比率	面積	比率	数	比率	入会権者	面積	
0.1 ~ 1 ha	59	22.9%	49 ha	1.3%	3,493人	24.2%	59人	0.8 ha	0.01 ha
1 ~ 10	99	38.4	400	10.6	4,721	32.7	48	4.0	0.19
10 ~ 50	83	32.1	1,822	48.0	5,053	34.1	61	22.0	0.26
50 ~ 100	12	4.6	789	20.8	778	5.4	65	65.8	1.01
100 ~ 200	5	2.0	733	19.3	409	2.8	82	146.6	1.74
計	258	100	3,793	100	14,454	100	56	14.7	0.26

表-2 入会林野整備済集団の状況

区分 入会林野面積	入会集団	面積	入会権者	入会集団当り平均		入会権者当 り平均面積
				面積	入会権者	
0.1 ~ 1 ha	0	0 ha	0人	0 ha	0人	0 ha
1 ~ 10 ha	4	29	143	7.2	36	0.20
10 ~ 50 ha	15	262	764	17.5	51	0.34
50 ~ 100 ha	4	244	275	61.0	69	0.89
100 ~ 200 ha	3	400	228	133.3	76	1.75
計	26	935	1,410	36.0	54	0.66

入会集団、入会権者で、10%、面積で、27%が整備されたことになる。10ha以上でみると、入会集団、入会権者とも20%は整備したことになる。整備済一集団当り、面積、一権利者当り面積とも、全入会集団と比較し、2.5倍である。比較的経営規模の大きいものや、入会林野に依存する度合いの高いものから整備が進められているものと思慮される。

入会林野整備後の林業経営

入会林野整備済集団の林業経営状況表—3のとおりである。

表—3 入会林野整備後の経営

協、個 区分 入会林野面積	協業経営						個別経営				
	集団数	面積	直 営			分収林	集団数	戸 数	面 積	利 用	
			人工林	天然林	その他					林 業	林業以外
1 ~ 10 ha	4	29	13	9	1	6	1	1	0	0	0
10 ~ 50	15	244	77	19	34	114	5	54	18	17	1
50 ~ 100	4	201	75	38	37	51	3	104	43	36	7
100 ~ 200	3	353	52	102	66	133	3	124	47	34	13
計	26	827	217	168	138	304	12	283	108	87	21

む す び

1. 10ha以下の零細な入会集団が多く、10ha以上のものは、39%の100集団で、面積的には88%の3,344haで、10ha以上の入会林野を整備をすれば、ほぼ初期の目的は達成される。

2. 入会林野整備状況は、全体の10%、面積的には、27%で、経営意欲の高いものや、入会林野に依存する度合いの高いものから整備されつつあり、整備の進捗は順調である。

3. 整備後は協業経営するものが、89%であり、分割することによって取得する面積が小さいため、共有

整備済面積の89%は協業経営で、個別経営は11%にすぎない。個別経営は、田畑の隣接地や山林を従来より割山利用していたもので、新しく分割したものは僅少である。割山は26集団中、12集団で、283人が108haをうけ、1人当り0.38haである。経営規模の大きい方にあり、小さいものには少ない。協業経営の内、63%は直営林であるが、37%は分収林であり、特に10ha~50haでは、47%を占めており、第3者による経営に委ねている。人工林率は、63%と高率であるが、59%が分収林である。

とし、さらに生産森林組合に現物出資するものが、98%を占めている。

4. 協業経営地の人工造林率は、63%で、民有林の人工造林率40%と比較して高いが、資金不足、経営能力不足等に起因すると思われる分収林が多い。分収林は37%を占めており、今後生産森林組合の経営指導や、税制上の優遇措置が望まれている。

5. 個別経営とするものは、全体の11%で、その割合は低い。80%は林業的利用であって、一部農地や宅地等が含まれているが、いずれも農林業の利用の増進がはかられている。